

北朝鮮による弾道ミサイルの発射事案についての 島根県知事コメント

1. 本日、北朝鮮から、弾道ミサイルの可能性のあるものが発射された。
2. 島根県の漁業者が航行する可能性のあるエリアに落下したとすれば、ゆゆしき事態である。
3. 執拗（しつよう）に繰り返される北朝鮮による弾道ミサイル等の発射は、県民の生命、身体、財産への深刻かつ重大な脅威であり、国連安全保障理事会決議を無視した挑発行為である。
4. 県では、発射情報入手後、直ちに情報収集を行い、島根原子力発電所、島根県内の漁船、県教育委員会の水産実習船（神海丸）の安全を確認した。
5. 政府は、北朝鮮に対して、弾道ミサイルであれば、厳重に抗議することはもちろん、関係国と連携して再発防止に全力を尽くしてほしい。